

平成29年8月1日（火曜日）

第1回松島町議会臨時会会議録

（第1日目）

平成29年第1回松島町議会臨時会会議録（第1号）

出席議員（13名）

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	（欠番）
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	片山正弘君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	亀井純君
財務課長	千葉繁雄君
企画調整課長	小松良一君
町民福祉課長	太田雄君
健康長寿課長	児玉藤子君
産業観光課長	安土哲君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	鷹平義弘君
水道事業所長	佐藤進君
危機管理監	赤間隆之君
企画調整課専門官	佐々木敏正君
総務課総務管理班長	櫻井和也君
教育長	内海俊行君
教育次長	本間澄江君

教 育 課 長 三 浦 敏 君
教育課生涯学習班長 石 川 祐 吾 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 義 行 主 査 菊 地 磯 子

議 事 日 程 (第 1 号)

平成29年8月1日(火曜日) 午前10時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〳 第 2 会期の決定

8月1日の1日間

〳 第 3 報告第 7号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

〳 第 4 議案第70号 工事委託に関する協定の締結について

【松島浄化センター長寿命化改築工事】

〳 第 5 議案第71号 工事請負契約の締結について

【町道根廻・磯崎線道路整備工事】

〳 第 6 議案第72号 工事請負契約の変更について

【名籠漁港防潮堤災害復旧工事】

〳 第 7 議案第73号 平成29年度松島町一般会計補正予算(第2号)について

〳 第 8 議案第74号 松島町固定資産評価審査委員会補欠委員の選任につき承認を求める
ことについて

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

〳 第 2 会期の決定

8月1日の1日間

〳 第 3 報告第 7号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

〳 第 4 議案第70号 工事委託に関する協定の締結について

【松島浄化センター長寿命化改築工事】

〳 第 5 議案第71号 工事請負契約の締結について

【町道根廻・磯崎線道路整備工事】

- 〳 第 6 議案第 7 2 号 工事請負契約の変更について

【名籠漁港防潮堤災害復旧工事】

- 〳 第 7 議案第 7 3 号 平成 2 9 年度松島町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 〳 第 8 議案第 7 4 号 松島町固定資産評価審査委員会補欠委員の選任につき承認を求めることについて

午前10時00分 開 会

○議長（片山正弘君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第1回松島町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

町長より挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（櫻井公一君） 本日、第1回松島町議会臨時会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

初めに、農業委員会及び汚染廃棄物処理に関する2件について報告させていただきます。

本日、お手元に資料をお配りさせていただきましたが、農業委員会等に関する法律の改正により、平成29年6月議会定例会において任命に同意されました農業委員の8人に7月21日、辞令交付を行いました。その後、農業委員による互選を行い、林裕志会長、阿部良春会長職務代理者が就任され、引き続き開催された松島町農地利用最適化推進委員選考委員会において7人の推進委員を選考し、7月25日に林会長から農地利用最適化推進委員の委嘱状が交付されました。

続きまして、汚染廃棄物処理に関しましては、1キログラム当たり8,000ベクレル以下の汚染廃棄物について、既に新聞等におきまして公表されておりますとおり、7月15日に開催されました第14回宮城県指定廃棄物等処理促進市町村長会議にて方針が決定いたしました。内容といたしましては、既に農林地還元を行っている市町村は継続して同様の処理を実施し、還元の意向がある市町村も準備が整い次第開始いたします。また、焼却の意向がある市町村は自圏域で焼却を開始し、汚染廃棄物を保管していない、または焼却を行わない市町村は他圏域からの一般ごみの受け入れで処理を促進するものです。具体的な受け入れ時期などの詳細については今後宮城県が主体となり、事務レベルで各市町村と調整することとなっておりますので、報告させていただきます。

さて、本日提案いたします議案は、和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について、工事委託に関する協定の締結について、工事請負契約の締結について、工事請負契約の変更について及び東日本大震災復興交付金第18回配分等に関する平成29年度松島町一般会計補正予算について並びに松島町固定資産評価審査委員会補欠委員の選任につき承認を求めることについてご提案させていただくものでございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 本日の議事日程等はお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片山正弘君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

7番高橋幸彦議員、8番今野 章議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（片山正弘君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第3 報告第7号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

○議長（片山正弘君） 日程第3、報告第7号和解及び損害賠償の額の専決処分の報告についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第7号和解及び損害賠償の額の専決処分についてご報告を申し上げます。

平成29年5月13日午後3時ごろ宅配夕食サービス事業の業務中において、塩竈市本町の宅配センターから弁当を受け取り、松島町に戻る途中、市道本町5号線から主要地方道塩釜吉岡線に合流する際、右方向の確認が不十分であったため、右側から走行してきた軽自動車に衝突し、相手方車両の左側前方を損傷させました。

この事故に関する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会の議決により指定された町長の専決処分事項として平成29年7月5日専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 報告が終わりました。この報告に対して質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。13番阿部幸夫議員。

○13番（阿部幸夫君） 確認の意味で1点お伺いしたいんですけども、今回の和解なんですけど、

今回写真もつけていただきまして、要は損保会社そのものはその車の評価額、それを上回る損害賠償は出さないんだというのが一般的な流れでございまして、それは町の損保会社入っているのは関係がないというか、町のほうは、これであれば例えばですよ、その車が10万円であっても例えば20万、30万の補償が生じた場合、車が壊れてね、そういうものにも適応するんでしょうか。その辺だけお聞かせ願いたいと思います。

○議長（片山正弘君） 千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君） 今回の場合については、修理代金全額賠償ということになっていますが、個々のケース・バイ・ケースにもよるかと思いますが、基本的には修理に要した費用について支払うという内容になってございます。

○議長（片山正弘君） 阿部幸夫議員。

○13番（阿部幸夫君） そうしますと、車自体の年式が古いとか、そういうのは全然関係なくてあくまでも修理代金を全部払うという形で考えてよろしいんでしょうか。

個人的なんですけれども、私自身もそうなって、私の評価額が20万だったと、そしてかかったのが50万だったという、それで直してもらえない経緯もあるんですよ。自分自身が払わなければならないと、差額をね、そういうのもあるので、町で加入している損保会社というのはそういう問題提起はないんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君） 今、これまで500万円の対物の保険に入っていましたので、その範囲内であれば支払いが可能というふうに理解しております。

○議長（片山正弘君） ほかにございませんか。今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今野です。

1つは、この車運転されていた方は正規の職員なのか、非正規といいますか、パート・アルバイトなのか、その辺ちょっと教えていただきたいということと、いずれにしても運転上の安全運転の指導といいますか、正規職員・非正規職員との関係でどのように行われてきているのか、その辺について教えていただきたいと。

それから、町有車のほうの修理代金もかかっていると思いますけれども、もし修理が終わっておればその分についての費用がどのぐらいかかったのか。

それから、保険料のこういった場合に事故によっては案分ということもあるかと思うんですが、それぞれの損害の案分というのはどの程度の比率になったのか、100%なのかどうかですね。その辺についても教えてください。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） この事故の報告を受けて、各担当課を越えて二、三、集まっていたいで、こういった経緯があって、今後またこういうことがあったらどうするかということをおまえてさまざま協議させていただいております。事故の解決については、私のほうから速やかに早くやれという指導はしました。ただ、その内容等の運びについては担当課長のほうから説明させます。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） まず、正規職員か非正規職員かという点についてお答えいたしたいと思います。

委託しております社会福祉協議会で採用しております臨時職員でございます。

あと、安全運転等への指導や配慮につきましては、社会福祉協議会と事故処理のときのマニュアル等を確認し合いました。今回さらにちょっとその内容をまた追加いたしまして、お互いに安全運転を運行できるように申し合わせております。

また、事故後に社会福祉協議会の臨時職員の方を含め、保健福祉センターの職員も外回りの多い仕事でございますので、5月18日に警察のほうの交通課の方を講師に全員で交通安全講習を受けてさらに気を引き締めて今後とも実施してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（片山正弘君） 千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君） 町の車両の修理代として22万2,426円、一応費用がかかってございます。（「損害比率」の声あり）

○議長（片山正弘君） 千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君） それから、損害比率につきましては今回の場合は町が100、それから相手方はゼロということでの処理になってございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。大分このごろは専決処分の報告ないなと思っていたんですけども、久しぶりに出てきたのでぜひ今後とも講習等を徹底しながら安全管理に努めていただけるようお願いしておきたいと思っております。終わります。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、報告事項等について質疑を終わります。

日程第4 議案第70号 工事委託に関する協定の締結について【松島浄化センター長寿命化改築工事】

○議長（片山正弘君） 日程第4、議案第70号工事委託に関する協定の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第70号工事委託に関する協定の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事委託に関する協定の締結につきましては、社会資本整備総合交付金事業に係る松島浄化センター長寿命化改築工事について、日本下水道事業団と工事委託協定を締結するものであり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、機械設備工事として汚泥棟のかき寄せ機及び攪拌機の更新、電気設備工事として管理棟の汚泥処理用水設備コントロールセンター及び電気盤の更新を行うものであります。

工期は債務負担行為を設定しており、平成32年3月31日であります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。よろしくご審議の上承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） それでは、議案第70号工事委託に関する協定の締結につきまして説明させていただきたいと思っております。

松島浄化センターにつきましては、平成3年の供用開始から25年以上が経過し、平成27年度より長寿命化改築工事を進めてきているところでございます。

資料の1ページから5ページは、今回の工事委託に関する日本下水道事業団との協定内容でございまして、工期的にも約2年半ぐらいを予定しており、建設工事費の変更増減、年割額の変更もあることから、予定概算事業として2億6,700万円とし、完成予定を平成31年度までとしているところでございます。

浄化センターの長寿命化改築工事の全体計画でございまして、一番最後の資料の6ページをお開き願いたいと思っております。

平成27年、28年度の2カ年で黒色着色箇所のポンプ棟のし渣脱水機、沈砂池関連操作設備等

の更新工事が完了し、引き続き今回平成29年度から平成31年度までの3カ年で赤色着色箇所の汚泥棟のかき寄せ機、攪拌機の機械設備の更新及び管理棟の汚泥処理用水設備コントロールセンター電気盤の電気設備の更新工事を工事委託に関する協定を締結し実施するものでございます。

なお、平成27年12月議会定例会の資料におきまして、松島浄化センターの長寿命化の当初計画につきましては、平成27年、28年度にポンプ棟のし渣脱水機等の更新、今回施工箇所の汚泥棟及び緑色着色箇所のオキシレーションディッチ、最終沈殿池等を29年、30年度の2カ年で実施する予定でございました。しかしながら、今回施工箇所の汚泥棟及びオキシレーションディッチ等の総事業費が膨大であることから国・県から国費の年配分の、国の予算上かなり難しく、年度ごとの事業費の平準化ということによる計画の見直しを求められ、国・県と協議を行い、平成29年度から31年度の3カ年で今回協定締結予定である汚泥棟の更新、32年度から36年度までの5カ年の予定でオキシレーションディッチ等の更新ということで計画を見直ししているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 説明が終わりました。質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

私からは1点です。

この処理施設、長寿命化の改築工事についてなんですが、あくまで処理能力、日最大で8,775立方メートル、1日処理量ということで描かれていますけれども、これは最終年、平成36年までいっても変わらない処理能力で進められていく計画内容であるのかというのが1点目です。

それから、現在供用開始されて流入してくる区域と今後予定されている区域でそこに日最大処理量の能力がアップとか、そういったことは今後の中では考える必要はないのかどうかという点の2点だけまずお伺いしておきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） まず、最初の処理能力ということで、多分協定内容の5ページの話だと思われませんが、これはあくまでもオキシレーションディッチの日最大処理能力ということで、全体計画で今3池できていますので、そのうちの全てで8,775立方メートル日最大ということになっていますので、処理能力につきましては全体計画で3池なもので、これ以上は

増減はないということでございます。

あと、2点目の今後エリアの拡大ということになった場合ということでございますが、こちらについても今の事業認可区域をとっている全ての量ということでカウントしていますので、面積の拡大というふうになった場合も施設が増とかということにはならないということでございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 今ちょっと気になったのは、面積、いわゆるエリアの区域等、いわゆる広域下水道の見直し等で処理計画区域を広げてもこの日最大量は変えないでこの処理量で見ているということなんですか。そこのところもう一度お願いします。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 現在事業認可とっている部分での考えについては3池ということで、前には絵柄にもありますが4池という計画でございました。そちらについても今の事業計画の中で人口の張りつきとか、そちらの部分で今の計画の中は3池で間に合うと、それ以上をもし広げていった場合、あと人口の張りつけというふうになった場合は4池分への拡大というところで検討していかなければならないのかなということも含めまして現在のところでは3池で全体計画の承認をとっているということでございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） そうしますと、いずれは事業認可の見直し等も将来発生するだろうということが予測されておっいていいということだと思っうんですね。

ちょっと初原幹線のことを絵柄的に表記があったので、初原地区の皆さんは理解力があるというのか、今震災等の影響で町がそちらのほうに事業力というか、注入しているという関係もあって、供用で見えていますからですけれども、今後例えば初原地区あたりでエリア拡大をどの年次ぐらいに平成36年度までには拡張、幹線流入まで含めて、敷設行為等含めて宅内の汚水排水設備工事が進められるのかどうかというのだけ確認させてください。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） まず、全体的に初原地区までは事業認可区域はとっています。ただ、先ほど赤間議員言われたように、今の現状では震災復興優先ということで大変初原地区の方には申しわけないんですが、雨水のほうに今力を入れているということでございまして、今復興交付金とか災害復旧の目安が平成32年度までということで、水道事業所といたしまして

もまず雨水関係のほうをまず優先ということで、36年と言われましたけれども、その辺は議員さんからのお言葉も頂戴したもので、延伸について今この場で何年度に延伸とはちょっと言えないんですが、なるべく早く延伸ということで努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 延伸で努力するんですか。ごめんね。言葉尻つかんであれだけども。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 済みません。延伸ということは申しわけなかったです。工事未施工の部分ですか、そちらの部分の推進ということで努力してまいりたいと思います。大変申しわけございませんでした。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）他にございますか。今野 章議員。

○8番（今野 章君） 大したことはないんですけれども、下水道事業団と協定するという事になると我が町で単独でそういう工事発注できないのかなと思ったりしてしまうんですからね。この下水道事業団にこの建設工事をお任せすると、こういうことになるんですけれども、下水道事業団で管理費ですかね、受け取る管理費とはどのぐらいになるんですか。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 管理費というか、管理諸費なんですけど、今回のこの2億6,700万円のうち今の協定の段階では管理諸費は1,417万2,000円です。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 計算機持っていないので、何%になりますかね。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） これ工事費の5.6%と、ただ、こちらについては下水道事業団の管理諸費の表がございまして、そちらに基づいて計算していると、ただ、こちらは年度ごとの管理諸費の支出の関係ですが、浄化センターの今回協定締結を議案出していますけれども、こちらについて計算していくのではなくて、今ほかにも浪打浜とかいろいろ事業団のほうに協定締結してお願いしているもので、年度ごとの総事業費で計算をかけるということですので、おのおのの協定での支出と年度ごとというよりも合冊して年度ごとに支出するもので、その辺をちょっと案分になって実質支出のほうはなってくるということでございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ありがとうございます。

それで、結局国のほうの予算の関係で事業も平準化してやると、こういうことになったということになるので、そうすると年度ごとの予算の枠はこの部分で言えば小さくなると、こうなるんですね。小さくなると管理諸費は高くなると、率がね、でしょう。例えば2億、3億であれば今言ったように5.6%だと、これがまとまって10億を超えれば3%だとか、こういう関係に多分なっているんだと思うんですけれども、そこから言うと今のお話で聞いた平準化してしまうことによって余計に管理諸費を出してしまうような格好になっているのかななんて今思ったものですから、その辺の考え方はどうなんでしょうか。今現在下水道事業団に委託契約していると、協定契約しているものもあると、こういうことでそれらと合わせると一定程度の金額になったりする年も出てくるんだらうと思うんですが、その辺の管理諸費の見通し、年度ごとにどういうふうになるのかというのは今現在わかるのかどうかですね。教えてください。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 最後のご質問の管理諸費の見通しですけれども、大変申しわけございませんが、ちょっとそこまでははじいていません。

あと、先ほど今野議員さんが最初のほうに分割というか、平準化することで管理諸費のほうが高くなるんじゃないかということですが、確かに言われればそうなるかもしれませんが、ただ、こちらに至った経緯については、国のほうの予算が平準化ということですから、実際には1億事業費でベースで進めていただきたいということが言われまして、オキシジェンディッチとか残りの部分についてはご存じかと思うんですが、結構5億、6億近い金が見込まれていると、それを2カ年でやるのもどうしても難しいと、であれば、町単独できるかといったら町単独で5億、6億はちょっと難しいということ踏まえるとやっぱり国の指導とかに基づいてなおさら5年、10年という長期の債務で工事もすることもできないということで、下水道事業団、あと国・県の指導ということで、27年、28年はし渣脱水機のほうと、今回は汚泥棟のほうと、あと5カ年ぐらいでODのほうということで、おおむね上限5カ年程度で事業費の平準化ということで町としても国・県と協議して進めていきたいというふうに検討したところでございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。いろいろ調べてみるとこの管理諸費の関係ですか、28年度末に見直しされて、比率がちょっと上がったようなんだよね。やっぱりね。やっぱり下水道事業団そのものがやっぱり大きい工事の比率が小さくて、やっぱり数億円程度の事業が今後は増大するだろうと、そういう見通しの中で事業団そのものの維持ということを考えたときにパーセンテージ、管理諸費上げざるを得ないと、こういうことになってきたようなんですけれども、いずれ事業団の事業協定するものそのものがふえるのか減るのか今後わかりませんが、こういった管理諸費の部分で何か余分に負担させられるのかなんていう、そんな感じもいたしますので、今後もまた28年度末に見直しですから、早々またすぐということはないと思いますけれども、できるだけそういった経費がかさまないうちに下水道事業が進捗していくということが大事なのかなと思ったものですからお聞きをしたところでございます。

ぜひ早目に事業が進捗していくようお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり（「はい」の声あり）色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） ちょっとこの問題については何回か質問して今さらということもあるかもしれませんが、この設計も事業団だということでもよろしいんですね。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） 設計のほうなんですけれども、設計につきましても平成26年度に実施設計をやっているとして事業団のほうに委託しているところでございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） この入札なんですけれども、事業団が事業者を選定して入札をかけると思うんですけれども、入札が低かったと、落札率が低かったと、こういった場合この委託金額というのに変更がでるのかどうか。それは松島町にお知らせで来るのかどうか。どうなんでしょう。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） まず、今回議決いただきましたら事業団のほうに協定の締結ということで本協定の締結になると、あと、工事については事業団のほうで発注するということございまして、色川議員のご質問のようにもし落札率とかで安くなったということござい

すが、先ほどご説明した27年度、28年度で実施したポンプ棟のほう、こちらのほうについても当初27年12月議会で2億何がしということで、当初12月議会で2億880万円の議決をいただいて進めたわけなんです。請負差金とかさまざまな関係で1億6,000万円ということで、4,800万円の減額ということで、平成28年12月の定例会で再度変更契約ということで議決いただきましたので、請負差金とかになれば最終的に全部整理して町と事業団で変更の協定という形で進めることになります。

以上でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第70号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第70号工事委託に関する協定の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第71号 工事請負契約の締結について【町道根廻・磯崎線道路整備工事】

○議長（片山正弘君） 日程第5、議案第71号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第71号工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、社会資本整備総合交付金事業として実施する町道根廻・磯崎線道路整備工事に関するものであり、去る7月13日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、施工延長600メートルの道路改良工を行うものであります。

工期は平成30年3月30日であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、町道根廻・磯崎線道路整備工事の契約締結につきまして説明させていただきます。

説明資料の1ページ目、位置図をお開きください。

町道根廻・磯崎線につきましては、起点が国道45号根廻地区、終点が県道奥松島松島公園線磯崎地区を結ぶ道路であります。起点部につきましては、国道45号の根廻交差点より石巻側に約550メートルの箇所でありまして、終点部につきましては、磯崎の県道奥松島松島公園線、セブンイレブン前となっております。現在復興事業により道路整備を実施しておりますが、美映の丘より磯崎側を復興交付金事業、美映の丘より根廻側を社会資本整備総合交付金復興枠で事業を実施しております。

根廻側事業区間につきましては、図面青の旗上げ区間となっておりますが、国道45号から路線中間付近の県道側になりますけれども、美映の丘まで延長1,550メートルが事業区間であります。

事業につきましては、平成26年度から平成32年度の期間で計画しておりまして、平成29年6月時点で調査設計が完了し、用地買収及び起点側の切り土部及び美映の丘側の切り土、盛り土部について工事に着手しているところであります。

用地買収の進捗率につきましては、約90%となっております。

今回契約する箇所につきましては、図面の赤実線箇所ではありますが、起点側の切り土工、延長60メートル及び終点側の盛り土工、のり面工、舗装工、排水工など延長540メートルでありまして、路線全体で600メートルを実施するものであります。

説明資料の資料の2ページ目をお開きください。

起点側切り土部の平面図及び横断図であります。図面下の平面図をごらんください。

切り土箇所につきましては、平成28年度工事分で国道45号より切り土を行いますが、本工事での区間につきましては、国道45号より少し入りました赤着色箇所を継続して実施してまいります。

図面上の横断図でございますけれども、切り土区間につきましては暫定の切り土になりますので、側溝工、あと構造物、舗装工は実施いたしません。ですので、完成形にはならない予定でございます。

続きまして、資料の3ページ目をお開きください。

終点側の平面図及び横断図であります。図面下の平面図をごらんください。

終点側につきましては、運動公園入り口前の町道の交差点箇所から美映の丘までの区間となりますが、図面左側が運動公園前の交差点、図面右側が美映の丘の完成区間との取り付け部分、これはサンフレッシュに向かう交差点箇所となっております。

赤着色箇所が今回の施工箇所であります。平成28年度の盛り土工事に続きまして土工、のり面工、排水工、舗装工を行い、この区間につきましては完成形となります。

図面上の標準横断図になりますけれども、この区間につきましてはほとんどが盛り土部となります。道路幅員につきましては全体で16メートル、車道部が9メートル、歩道部が3.5メートルの両側歩道となっております。

説明資料2ページに戻っていただきまして、図面左上工事概要になりますが、工事延長600メートル。道路土工、切り土工、Vイコール5万4,650立米。盛り土工、Vイコール6万470立米。地盤改良工、中層混合処理、Vイコール770立米。補強盛り土工、ジオテキスタイル、Aイコール3,145平米。のり面工、切り土のり面植生基材吹きつけ、Aイコール1,280平米。盛り土のり面、植生マット、Aイコール7,830平米。排水構造物、側溝工、Lイコール1,218メートル、L型側溝、Lイコール1,192メートル。舗装工、車道舗装工、Aイコール5,430平米。歩道舗装工、Aイコール3,590平米。道路附属物工、視線誘導標、Nイコール67本。転落防止柵、Lイコール903メートル。区画線、Lイコール1,540メートル。照明灯、車道照明灯、2基となっております。

資料の4枚目をお開きください。

入札結果であります。入札方法は条件つき一般競争入札を行ったものであります。公募したところ3社から申し込みがあり、入札を行った結果、第1回目の入札において予定価格に達し株式会社重松組東北支店を請負予定業者としたものであります。

契約金額は3億5,078万4,000円であります。また、仮契約につきましては平成29年7月18日に締結しております。

なお、工期につきましては平成30年3月30日までであります。繰り越しを行う予定としておりまして、平成31年3月31日まで繰り越しとなる予定であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 提案の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございますか。阿部幸夫議員。

○13番（阿部幸夫君） 2点お伺いします。

今回の施工分の道路で最高の勾配は何%ぐらいなのかですね。

それと540メートルのところのカーブありますよね。カーブはかなりきついのかR何十メートルとかと多分設計入っていると思うんですが、その辺はR何メートルで設計されているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 今回の施工する箇所 completion になる箇所ですが、こちらは運動公園の入り口の前の町道から美映の丘までの既設区間までの取り付け分となっておりますけれども、資料の3ページ目になりますけれども、この区間での最高の勾配は5%勾配となっております。

運動公園側からの町道前から行かまして、まず5%で下りまして、これはのり面が色が塗られていない部分まで5%で下って、今度5%で上っていきます。あとまた最終3分の1ぐらいから美映の丘側までに向かいまして5%で下るといふ形の形状となっております。

あと、ここの半径なんですけれども、半径は200R、半径200メートルという形で設計しております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他にございませんか。高橋幸彦議員。

○7番（高橋幸彦君） 今回のこの議案と直接関係ないかもわかりませんが、実は議会報告会先月終わりました、それでちょっと磯崎地区のほうからその議会報告前にも聞かれたんですけども、今完成しているほうですね、1ページの黒いところの、そこはいつ使えるようになるのかと、私はわかっている立場で今跨線橋の支柱というか、あれをつくるので、それができて跨線橋かからないうちは供用はできないんじゃないかなというふうな話はしたんですけども、それでいいのかどうかちょっと課長に確認したいと思いましたが、よろしくお願ひします。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 県道の取り付けから美映の丘までの区間という、いつ供用になるかということでございますけれども、まず県道の取り付け部分の交差点改良なんですけど、今まだ終わっておりません。それで、町のほうでは6月から契約手続をしておりまして、1回あそこの工事不調になっております。もう一回工事をまた契約手続しているんですけども、8月17日に入札予定となっておりますので、業者が決まれば早ければことしじゅうぐらいでは完成形に持っていきたいなと思っております。その部分が完成になれば跨線橋の手前にまた交差点

少し夕陽が丘のほうにおりる交差点ありますけれども、そちらまで供用開始をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 私から2点ほどです。

いわゆる道路の縦断勾配、最大で5%前後を波打つような形で勾配を切っていくという形なんです、そういった場合に松島は積雪量が少ない土地柄ですし余り影響は出ないんだらうなと思っております、要するに凍結防止対策的なことの描きはどうなっているかというのが第1点。

それから、2つ目。

街路灯が2基600メートルの範囲におよそ2基という形で描かれているわけですが、それらについては少なくないのかどうかというところ。2つお尋ねしておきます。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず、道路の凍結対策でありますけれども、6%以上ですと検討していくんですけれども、未満ということで、今のところは道路の滑りどめ対策は実施しない予定となっております。

あと、照明灯になりますけれども、照明灯2基ですが、こちらのつく箇所が、今回設置する箇所につきましては、完成する区間ですので美映の丘との接続部分ですか、その区間に1基。あと運動公園前の町道と交差する部分につける予定となっております。まだもっと全体的にはありますので、45号の交差点の部分にもつける予定ですし、あと今から計画あるのは運動公園の裏の付近ですね。出入口、避難所の拠点施設の出入口になりますので、その辺はつけていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 街路灯については既存の町道にタッチする側の部分で2カ所、540メートルの範囲で2カ所ほど予定しているということですよ。それで、ずっと眺めていますと、今回標準横断図的にカットしたところに盛り土をして、最大で15メートルほどの盛り土を描いておられますよね。5メートルで犬走りとして5メートルという流れでね。それなりの勾配をとっているようでございますが、これが住宅地側の見える側ではなくて、手樽側というんですかね、沢地側のほうに勾配切られているんだらうなと思うんですけれども、その点での俗に言うすべり面対策というんですか、表面にでき上がる完成形の部分ではなくて、中の部分のカッ

トする盤の工法に工夫とかそういったものは措置はとられているのかどうかというのは、ちょっと2つと言ったんだけども3つ目でちょっとお伺いしておきたいなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 盛り土する部分の地山との接続部分につきましては当然段切り等の施工はさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 現地見ていますと、海岸線地形特有の凝灰石が砕かれたような地層がずっと連担してあるわけなんです。そこを段切りして、元盤というんですかね、何カ所か、多分様な岩質で勾配がとれているのではなくて、結構入り組んでやわらかいところとかたいところが出てくるんだろうなと思うんですけども、そういったところは現場管理監督の上ではどのような対応をというふうに描いておられるんですか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず、盛り土に対しまして現地盤等のすり合わせになりますけれども、こちらは地盤線についてはできる限り表土、悪い土はとっていきたいと考えております。こちらの横断図の一番左下にあるんですけども、地盤改良工ということで、下のほうに四角く箱、箱というか、四角い赤のしるしがありますけれども、のり尻につきまして地盤が弱いところにつきましては、セメント攪拌をしながら地盤を強化していくという形になっております。

あと、盛り土につきましても補強盛り土材とありましたが、ジオテキスタイルというものですね、こちらは樹脂状のシートをのり面の端のほうに入れながら盛り土を実施していきたいと考えておりまして、盛り土工の強化を図っているという形になっております。

あと、地下水等も悪さをするというのも考えておりまして、こちらは盛り土のほうの一番上の右側になりますけれども、地下排水管というのも設けまして、なるべく土の中に現地盤の地下水が流れないような対策も考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第71号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第71号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第72号 工事請負契約の変更について【名籠漁港防潮堤災害復旧工事】

○議長（片山正弘君） 日程第6、議案第72号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第72号工事請負契約の変更について、提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の変更につきましては、平成28年7月19日の臨時議会で請負契約の締結をご承認いただきました名籠漁港防潮堤整備工事について、契約を変更するものであり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回の変更では、防潮堤災天端からの落下による事故防止のために転落防止柵全長178メートルの増工、陸間の操作盤等の設備を交換するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、名籠漁港防潮堤災害復旧工事の契約変更につきまして説明させていただきます。

A3判の資料をお開き願います。

工事の施工箇所につきましては、町が管理している漁港であります第1種名籠漁港であります。

図面左上は位置図であります、手樽の名籠地区にある漁港であります。

名籠漁港防潮堤につきましては、既設の防潮堤がありまして、災害復旧事業により防潮堤高さをTPプラス3.3メートルに復旧を行うものであります。

漁港の災害復旧につきましては、古浦、名籠、銭神の3漁港を平成25年度から平成27年度までの3カ年で実施しており、事故繰越となっておりますが、現在契約している工事2件につきましては、今年度中に完成予定となっております。

今回契約変更する工事につきましては、堤防形式防潮堤の天端部及び陸側のり面部のコンクリート工及び漁港入り口の陸閘を設置するものであります。

当初契約では工事概要に黒字で記載しております施工延長189メートル、天端工189メートル、のり面工189メートルのコンクリート打設及び漁港入り口部の陸閘工、幅5メートル、高さ1.7メートルが1基であります。

変更部分につきましては、赤字で記載しております陸閘の電動施設として機側操作盤1面、引込開閉器盤1面の増工と防潮堤天端部への転落防止柵設置工、延長178メートルの増工であります。

計画平面図及び標準断面図の赤で着色している箇所が本工事の箇所でありまして、青で着色している箇所が別工事での完成している部分であります。

図面下の計画平面図でありますけれども、右側の漁港入り口の赤丸が陸閘箇所でありまして、電動施設は陸閘の右側、防潮堤の陸側に設置いたします。

電動施設につきましては、震災前よりある既設施設を再利用する計画でありましたが、動かなくなることがたびたびあることから維持管理等も考えまして、新品に交換するものであります。また、図面の濃い赤部分であります。安全対策として防潮堤天端部に設置する転落防止柵であります。転落防止柵につきましては横断面にも記載しておりますが、高さ1.1メートルの縦格子柵を防潮堤天端の海側に設置するものであります。

議案書に戻っていただきまして、変更の契約額につきましては、9,238万1,040円でありまして、814万1,040円の変更となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 提案の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第72号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第72号工事請負契約の締結の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第73号 平成29年度松島町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（片山正弘君） 日程第7、議案第73号平成29年度松島町一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第73号平成29年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、東日本大震災復興交付金事業第18回配分可能額通知にありました事業等について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして5ページをお開き願います。

2款総務費1項17目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、平成29年6月23日付で第18回配分交付可能額通知のありました事業に係る東日本大震災復興交付金について全額を積み立てるものであります。

10款教育費2項2目小学校費教育振興費及び3項2目中学校費教育振興費につきましては、平成29年3月31日付で文部科学省より通知のあった平成29年度要保護児童生徒援助費補助金における単価等の一部見直し及び平成29年6月1日付で宮城県より通知のあった平成29年度宮城県被災児童生徒就学支援等事業補助金に係る単価の改定により新入学用品費を単価見直し、対象となる新入学児童生徒数が確定したことに伴い増額補正するものであります。

6ページをお開き願います。

4項3目文化財保護費につきましては、東日本大震災復興交付金第18回配分交付可能額通知のあった事業で、手樽地区農山漁村地域復興基盤総合整備事業の実施に伴い、必要となる埋蔵文化財包蔵地確認調査に要する費用を補正するものであります。

歳入につきまして3ページをお開き願います。

11款地方交付税1項1目地方交付税の震災復興特別交付税につきましては、歳出補正予算に計上しました東日本大震災復興交付金事業に係る一般財源負担分について措置される見込み額

について補正するものであります。

15款国庫支出金2項8目東日本大震災復興交付金につきましては、第18回配分交付可能額通知に伴い補正するものであります。

16款県支出金2項7目教育費県補助金につきましては、歳出でご説明しました就学援助費の被災要件就学援助者分に対する財源について補正するものであります。

4ページをお開き願います。

19款繰入金2項4目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました東日本大震災復興交付金事業に対し繰り入れするものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） それでは、私のほうから歳入15款2項8目東日本大震災復興交付金につきまして、復興交付金事業の第18回の配分の内容につきまして資料に基づき説明をさせていただきます。

平成29年5月10日に事業計画を申請し、平成29年6月23日付で交付可能額の通知を受けております。今回の申請事業は1事業でありまして、事業費3,658万円、交付金額が2,743万5,000円を申請し、申請どおり配分を受けております。

今回採択されました震災復興事業に係る埋蔵文化財包蔵地確認調査及び発掘調査事業につきましては、宮城県の農山漁村地域復興基盤総合整備事業、いわゆる手樽地区の圃場整備事業に伴うもので、申請どおり配分を受けたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 三浦教育課長。

○教育課長（三浦 敏君） それでは、私のほうからまず初めに埋蔵文化財包蔵地調査について説明を申し上げます。

主要事業説明資料に基づき説明させていただきます。

補正予算事項別明細書は6ページとなります。

当補正については、手樽地区農山漁村地域復興基盤総合整備事業、通称C1事業に伴い必要となる埋蔵文化財の確認調査を実施するためのものです。

主要事業説明資料の次のページ、図面になります計画平面図をごらんください。

この圃場整備事業には、周知の埋蔵文化財包蔵地が13遺跡、右に示してありますとおり、13遺跡関連しております。計画地が埋蔵文化財包蔵地に関連する場合、まずはその遺跡がどのような性格であるか、また工事により破壊されてしまうことがないか確認する作業が必要となります。

実際の調査の内容といたしましては、平面図の前のページ、主要事業説明資料、事業概要の2、調査内容に記載しているとおりですが、適宜幅4メートルのトレンチと呼ばれます溝を掘り、遺構の有無を確認調査をいたします。遺構の検出状況に応じて調査面積は増減することとなります。調査した結果、遺構や遺物がない場合、もしくは残存状況が希薄な場合はそこで調査は終了となります。田面にまで遺構が広がっていると推定される場合は別途保存を含めた協議を行うこととなります。

次に、3、調査期間ですが、現場における確認調査は本年も作付されているため稲刈り後の10月から12月の3カ月間を予定しております。また、計画地全面が調査対象区ではありませんので、圃場整備事業と並行して確認調査を実施する予定であります。

最後に、4、調査費用については、宮城県文化財保護課の職員にも確認調査を指導していただくため、費用弁償として旅費を計上しております。また、需用費として消耗品、燃料費、そして確認調査支援業務委託料として事業に係る重機やオペレーター、作業員、測量業務などの委託費が必要となります。事業費の合計として3,883万9,000円計上しております。

また、財源につきましては、その他復興交付金基金2,912万9,000円、一般財源が971万円です。なお、この一般財源については、震災復興特別交付税が措置されます。

以上で埋蔵文化財包蔵地調査についての説明は終わります。

続きまして、準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る補正について説明申し上げます。

町長が提案理由で説明いたしました通知を受け、近隣市町と相談・検討してまいりましたが、就学援助を必要とする者の経済的負担を軽減するため、このたび新入学学用品費を増額して支給することとし、今年度の新入学児童生徒の人数が確定したことに伴い不足となる額を補正するものであります。

単価につきましては、小学校が見直し前2万470円を4万600円に、中学校見直し前が2万3,550円を4万7,400円にそれぞれ増額いたします。対象者につきましては、小学校が12名となり、うち1名が被災要件に該当しております。中学校は10名となります。被災要件がゼロです。

当初予算と今年度就学援助認定者に対する費用を精査し、小学校については14万円、中学校については21万5,000円補正をするものであります。歳入については被災児童生徒就学支援事

業費補助金として県支出金2万円の増額となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 説明が終わりました。

ここでお伝えいたします。傍聴の申し出がありましたので傍聴を許します。[REDACTED]さん外1名であります。

ここで説明が終わったところで議事運営上、10分間休憩に入りたいと思います。再開を11時15分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

ご報告いたします。17番菅野良雄議員、所用のため若干離席をしておりますのでご報告させていただきます。

では、質疑に入ります。質疑ある方。12番高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） 12番高橋利典です。

それでは、今の補正予算の関係で埋蔵文化財包蔵地確認調査及び発掘調査事業ということでこの補正が上がっていますがけれども、先ほども説明あったとおり、ここ手樽干拓地は、ことしの収穫が終われば早くとも10月の末あたりから基盤整備事業が始まるということに何かすっきり合わせてこの発掘調査事業が出たのかなというような気もするんですけども、まずその辺お伺いいたします。まるっきり関係ないのか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） まさに今議員が言ったとおりで、これに合わせてこれが出てきたということでもあります。ですから、これと一緒に並行してやるようになりました。

○議長（片山正弘君） 高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） それでやっぱり基盤事業が始まり対象地域がちょうど基盤整備事業の区域にも入っていますし、隣接というか隣の地域にもあると、そういうことで、さきに説明ありましたここに遺構遺物が出てきた場合、別途保存を含め協議を行うということでございますけれども、そういった遺構とか遺物が出てきた場合は当然そういったまた調査をしたりとなって、期間そのものがかかると思うんですけども、そういったことはこの干拓の基盤整備事業に影響はどんな形で影響が出てくるのか、その辺をお聞かせ願います。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 当初よりこの復興基盤整備事業、事業期間が平成32年度までと限られております。例えばそういった発掘調査事業について、これからですね、それを越すような発掘調査、あとは保存の物が出てきた場合は、その区域は計画区域から計画変更もしくは区域から外すような検討をして事業期間におさめるというふうに進める予定でございます。

以上です。

○議長（片山正弘君） 高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） そうなれば当然そうならざるを得ないし、文化財のほうが優先的でしょうから、ただそういった場合にはきちっとやはり説明をしながら進行状況を伝えていただきながらやっていただきたいと思うわけでございます。そうでないとやっぱり基盤整備事業者はその部分から一旦除外されれば絶対やらないということになって、いろいろここにも理事さんなんかいますけれども、そういった方々との協議なんかもあるでしょうから、そういうことの進捗をやはり情報をきちっと共有してやっていただきたいということでございます。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。町長。

○町長（櫻井公一君） この計画平面図見ていただきますと、この13遺跡全て幸いなことに基盤整備事業やる中で中心部になかったというのが救われたのでありますけれども、今議員から言われたように、この発掘調査内容等々、組合もしくは地権者と綿密な連携をとって進めるようにしていきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） この発掘なんですけれども、単純に見たらすごく広いエリアかなと、この資料で見るとね。これは当然遺跡、それから貝塚と、このようになっておりますので、西の浜貝塚に隣接するということはあるのでね、縄文の時代あたりと、そういうような時代背景なんですかね。そのぐらいの時代の発掘をするというようなことなんですか。どうなんでしょう。

○議長（片山正弘君） 石川生涯学習班長。

○教育課生涯学習班長（石川祐吾君） 遺跡の性格でございますけれども、今回13遺跡ございまして、それぞれ時代が違っております。例えば三沢遺跡であれば古代という形になっておりますし、あとは西の浜貝塚ですと縄文から平安まで含まれているというような状態でございます。また、土器だけではなくて、館跡という形も入っておりますので、かなり多岐にわたった時代にまたがっているというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今、館跡、おっしゃいましたね。昔はこの辺に建屋があったのではないかとというようなことを大体おおよそ把握しているわけですか。

○議長（片山正弘君） 石川生涯学習班長。

○教育課生涯学習班長（石川祐吾君） この埋蔵文化財包蔵地の円で囲まれているところについては、その遺跡があったらと思うようなところで円がついてございます。今回館跡で言いますと、7番です。⑦になります。

以上です。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ここに委託料が3,788万円と、このようになっておりますので、人件費とか作業員、延べどのぐらいの日数でこれを10月から、稲刈り終わったといたら大体11月にならないと本格的にはならないのかなと思いますけれども、どのぐらいの人数がこの辺に係るのかというようなこと、そして田植え時期までまだこれ間に合うのかどうかですね。契約上はこのようになっておりますが、ずれ込むというようなことはないのでしょうか。どうなんでしょうか。（「田植えしない」の声あり）しないの。（「基盤整備」声あり）そうか、失礼しました。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 来年度、田植えの部分だけは来年度は作付する計画は休止、休むということを進めていきたいと考えています。

あと最初の質問に関しては、教育委員会から答弁させます。

○議長（片山正弘君） 石川生涯学習班長。

○教育課生涯学習班長（石川祐吾君） まずは、日数につきましては、10月から12月の約3カ月間という形で考えておりますということと、あと作業員の人数につきましては、いろいろな作業が出てくるかと思うんですけれども、オペレーターであったり、あとは実際に土をよけたりする作業員、あとは掘ったところを計測する作業員とかという形が出てくるかと思うんですが、大体総勢20名ぐらいという形で考えております。

以上です。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） それは20名ぐらいでやるというようなことで、その日によって、その月によって人数が変更あるかなと思いますけれども、この間まで瑞巖寺さんの発掘が行われてい

たと、業者さんが違えば違ってくるわけでございますけれども、経験していたそういう人たち、松島町の人たちがそういうことにかかわる人数なんていうのは多いんですか。この発掘調査員あるでしょう、これはやっぱりある程度の専門知識ないと作業員にならないと思うのね。ど素人では無理ですから。そういう中で今回瑞巖寺に入った人たちもこういう作業員の中に入るのかなというこの質問なんです。全く別ですよというようなこと、どちらなんですかね。

○議長（片山正弘君） 石川生涯学習班長。

○教育課生涯学習班長（石川祐吾君） 昨年度瑞巖寺の参道のほうを発掘を行ったんですけども、あのときは瑞巖寺さんの原因者さんの負担という形で実際重機を出したりとか、そういうところは造園管理をしている伊藤造園さんからいろいろ人員等も手配していただいて、当教育委員会の学芸員が2名体制で張りついて発掘の方法等について指導したというような形で実施をいたしました。今回につきましては、委託というふうに考えておまして、専門発掘業者のほうにそういう経験を有した者を派遣していただくように計画しているところでございます。

以上です。（「わかりました」の声あり）

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 1つは、この図面の凡例の中で「周知の埋蔵文化財包蔵地」というところ何にも色がついていないんですけども、これは赤という意味なのか、ちょっとそこを教えてください。

○議長（片山正弘君） 石川生涯学習班長。

○教育課生涯学習班長（石川祐吾君） 済みません。ちょっと表現の仕方に誤りというか、ちょっと見方なんですけれども、凡例の中の「圃場整備事業に関する周知の埋蔵文化財包蔵地」ということで、2行という形でお読みいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、圃場整備に関連しているところで、この黒で囲んであるところ若干あるようなんですけども、こういったところについては調査されないということなのか、それからこの手樽干拓で田んぼに今なっているわけですけども、昔は入り江だったということで、大体この田んぼになっている昔入り江だったと思われるところというのは、相当数遺跡が埋蔵されている可能性があるんじゃないかなと思うんです。多分この赤で囲われた部分は、これまでに遺跡があるだろうと推定なり、あると、そういうことに基づいて今回調査するということだと思うんですが、それ以外に圃場整備の途中の中で埋蔵文化財にかかわる部分が出てくる可能性というのものもあるんだろうと思うんですが、その場合はどういうことにな

るのかですね、その辺について教えてください。

○議長（片山正弘君） 石川生涯学習班長。

○教育課生涯学習班長（石川祐吾君） まず地図で黒で囲っている部分からご説明を申し上げますと、今回事前に振興事務所並びに県の文化財保護課とここの地点を踏査、歩いて調査しております。あと場所によってボーリング調査も行っております。今回黒で示しているところについては、今回の計画に支障がないであろうという形で計画から除外をしております。

続きまして、新たに発見された場合という部分につきましては、実際歩いたときに①番三沢遺跡、こちら破線になっておりますけれども、歩いたときに新たに発見されたという性格なものでございます。実際掘っている中でまたそういうところがある可能性はありますけれども、一応全体歩いているという形で新たに発見される可能性は低いものと認識しております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。それで現状黒で囲われている部分については、今回調査から除外するということになるんですが、将来的にはそういうものを調査するという事はあり得るんですか。今回できれば一緒にやるということにはならないのか、その辺どうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 石川生涯学習班長。

○教育課生涯学習班長（石川祐吾君） 今回はあくまでも圃場整備にかかってその下に埋蔵文化財があるかどうかのあくまでも確認までの調査になりますので、今回はまず対象とならないということと、あと将来的な話をさせてもらおうと、ここの黒い丸が壊されるような計画、それが何か起こされた場合は確認調査をする作業が出てくるのが予想されます。

以上でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（片山正弘君） よろしいですか。他にございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第73号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第73号平成29年度松島町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第74号 松島町固定資産評価審査委員会補欠委員の選任につき承認
同意を求めることについて

○議長（片山正弘君） 日程第8、議案第74号松島町固定資産評価審査委員会補欠委員の選任につき承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第74号松島町固定資産評価審査委員会補欠委員の選任につき承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

今回の提案は、前委員であった福田修氏より平成29年6月9日付で辞任願の提出があり、任期途中ではありますが、辞任の運びとなりました。これにより本町固定資産評価審査委員に欠員を生じることになったため、地方税法第423条第4項の規定に基づき前任者の残任期間について補欠委員として安部新也氏を選任するため同条第5項の規定により承認を賜りたく提案を申し上げます。

安部新也氏におかれましては、仙台育英学園高等学校卒業後、松島町に奉職され、税務課等を経て町民福祉課長、会計管理者などを歴任し、平成28年3月に定年退職し、同年4月からは特別養護老人ホーム松島長松苑の施設長に就任されております。

安部新也氏は、清廉潔白な人柄であり、本町での豊富な行政経験を生かし、当該委員として、その職責を担うにふさわしい方であります。

なお、残任期間は平成30年6月20日までとなります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。今野 章議員。

○8番（今野 章君） 固定資産の評価委員の補欠委員ということですが、前任者の福田さんですね、きょう資料で最初に農業委員会の構成についていただいたわけですが、辞職というか、辞任するということについて農業委員会との関係でというふうにも伺っているんですが、どう関係なんですか。農業委員会法か何かの規定の中に何かそういうやっつてはだめだとかいうことがあるのか、その辺ちょっと説明お願いします。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 地方税法の425条、表題が「固定資産評価審査委員会の委員の兼職禁止等」というのがございまして、この中に農業委員会の委員が職を兼ねることができないということで表示されておまして、この職を辞したいというようなことでの申し出でございました。（「わかりました」の声あり）

○議長（片山正弘君） 他にございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

これより議案第74号を採決いたします。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。

投票の準備をさせますので、若干時間をいただきます。準備をお願いします。

準備ができました。議場の出入り口を閉鎖願います。

〔議場閉鎖〕

○議長（片山正弘君） 念のために申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否とします。

ただいまの出席議員は11名です。

立会人を指名いたします。会議規則の規定により、8番今野 章議員、9番太齋雅一議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（片山正弘君） 投票用紙の配付漏れはございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（片山正弘君） 異状なしと認めます。

投票に入ります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。局長。

〔点呼、投票〕

○議長（片山正弘君） 投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、投票漏れなしと認めます。

これより開票を行います。

8番今野 章議員、9番太齋雅一議員、開票立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（片山正弘君） 開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告いたします。局長。

○事務局長（千葉義行君） 報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

可、賛成とするもの 11票

否、反対 0票です。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第74号松島町固定資産評価審査委員会補欠委員の選任につき承認を求めることについては同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（片山正弘君） 報告いたします。11時43分、菅野良雄議員着席をしております。

これで、本臨時会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

平成29年第1回松島町議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時45分 閉会